

# 総務環境常任委員会会議記録

日 時 令和4年2月24日(木曜日)  
場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午前10時 0分 開議  
午前10時59分 散会

付託事件

(1) 所管事務調査

## 1 本日の会議に付した事件

### (1) 報告事項

(第1回定例会提出予定案件)

- ① 公の施設の広域利用に関することについて (政策企画課)
- ② 公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例に関することについて (政策企画課)
- ③ 水戸市事務分掌に関することについて (行政経営課)
- ④ 水戸市職員定数に関することについて (行政経営課)
- ⑤ 包括外部監査契約の締結に関することについて (行政経営課)
- ⑥ 水戸市職員の給与に関することについて (人事課)
- ⑦ 水戸市職員の特殊勤務手当に関することについて (人事課)
- ⑧ 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関することについて (人事課)
- ⑨ 水戸市職員の分限に関することについて (人事課)
- ⑩ 水戸市職員の育児休業等に関することについて (人事課)
- ⑪ 財産の取得に関することについて (新市民会館整備課)
- ⑫ 水戸市内原ヘルスパークに関することについて (体育施設整備課)
- ⑬ 水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関することについて (衛生事業課)

## 2 出席委員(6名)

委員長	高 倉 富 士 男 君	副委員長	佐 藤 昭 雄 君
委員	田 中 真 己 君	委員	大 津 亮 一 君
委員	栗 原 文 隆 君	委員	福 島 辰 三 君

## 3 欠席委員(なし)

## 4 委員外議員出席者(なし)

## 5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	田 尻 充 君		
市長公室長	小 田 木 健 治 君	秘書課長	篠 原 芳 之 君
政策企画課長	宮 川 孝 光 君	交通政策課長	川 上 悟 君

情報政策課長	北 條 佳 孝 君	みとの魅力 発信課長	出 沼 大 君
総務部長	園 部 孝 雄 君	総務法制課長	上 垣 外 泰 之 君
行政経営課長	熊 田 泰 瑞 君	人事課長	安 里 裕 行 君
財産活用課長	谷 津 茂 男 君	市民課長	渡 邊 徳 子 君
財務部長	白 田 敏 範 君	税務事務所長	川 津 英 臣 君
財務部参事兼 財政課長	梅 澤 正 樹 君	税務事務所 参事兼 市民税課長	佐々木 信 也 君
契約検査課長	鈴 木 和 男 君	資産税課長	浅 野 一 志 君
収税課長	高 安 正 紀 君		
市民協働部長	川 上 幸 一 君	市民協働部 副部長	小 嶋 いつみ 君
市民協働部 技 監	太 田 達 彦 君	市民協働部 参事兼 市民生活課長	白 石 嘉 亮 君
市民協働部 参事兼 スポーツ課長	柏 直 樹 君	市民協働部 技 監 兼 体育施設整備 課長	青 山 和 夫 君
防災・危機 管理課長	小 林 良 導 君	生活安全課長	村 沢 晶 弘 君
文化交流課長	沼 田 誠 君	新市民会館 整備課長	須 藤 文 彦 君
男女平等参画 課長	石 塚 美 也 君		
生活環境部長	佐 藤 則 行 君	環境保全課長	柴 崎 美 博 君
衛生事業課長	黒 澤 純 一 郎 君	ごみ減量課長	栗 原 千 尋 君
廃棄物対策 課長	亀 井 俊 道 君	清掃事務所長	武 田 和 馬 君
会計管理者兼 会計課長	小 田 木 義 弘 君		
選挙管理委員会 事務局長	外 岡 淳 一 君		
監査委員 事務局長	和 田 隆 君	監査委員 事務局次長	永 井 誠 一 君
議会事務局長	小 嶋 正 徳 君	議会事務局 次長兼 総務課長	天 野 純 一 君
議事課長	大 嶋 実 君		

6 事務局職員出席者

議事係長 武井俊夫君 書記 武田侑未子君

午前10時 0分 開議

○高倉委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務環境委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

それでは、報告事項の説明を行います。

本日の報告事項は13件でございますが、これらの案件につきましては、いずれも第1回定例会に提出が予定されている案件でございますので、本日は説明を行うにとどめ、質疑は付託後に行いたいと思っておりますので、御了承を願います。

初めに、(1)の公の施設の広域利用に関することについてでございますが、(2)の公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例に関することについてにつきましても関連がございますので、これらの案件を一括して説明を求めたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、宮川政策企画課長。

○宮川政策企画課長 公の施設の広域利用に関することについて、提出資料に基づき御説明申し上げます。

1の提案理由でございますが、水戸市をはじめとする県央地域9市町村におきましては、それぞれが設置しております公の施設につきまして、協定書に基づき住民の相互利用を行っているところであります。協定対象施設の追加に伴い、改めて協議をするものでございます。

2の内容でございますが、水戸市において、水戸市下入野健康増進センターの屋内プール等、笠間市において、笠間芸術の森スケートパークのスケート広場、城里町において、コミュニティセンター城里の図書館をそれぞれ追加するものです。また、茨城町の運動公園の陸上競技場を多目的広場に名称変更するものでございます。

3の協定締結予定日につきましては、令和4年4月1日とするものでございます。

ページを返していただきまして、4の施設の位置図でございますが、2ページに笠間芸術の森公園スケートパーク、コミュニティセンター城里、3ページに茨城町の運動公園をそれぞれ記載してございます。

4ページから9ページに協定書の案、10ページに参照条文を示しておりますので、後ほど御参照いただければと思います。

次に、公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例に関することについて、御説明いたします。

1の改正理由でございますが、公の施設の広域利用に関する協定の対象施設に追加する施設が生じたため、先ほど御説明いたしました公の施設の広域利用に関することについての協定にあわせまして、公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条例の一部改正を行うものでございます。

2の改正内容につきましては、水戸市下入野健康増進センターの新設に伴い、(1)として、本市が設置する公の施設の広域利用に関する協定の対象施設に追加し、(2)として、利用条件につきましては、本市に住所を有する者と同一条件で利用できるように定めるものでございます。

3の施行期日につきましては、令和4年4月1日とするものでございます。

2ページには新旧対照表、3ページ以降は参照条文として、公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条例及び水戸市下入野健康増進センター条例の抜粋を記載してございますので、御参照をお願いいたします。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、(3)の……

〔「ちょっと待つて」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 資料請求です。

○高倉委員長 資料請求は最後に。

○福島委員 あっ、最後に。

○高倉委員長 最後にやりますので、最後に一括でお願いしたいと思います。

次に、(3)の水戸市事務分掌に関することについて、執行部から説明を願います。

熊田行政経営課長。

○熊田行政経営課長 それでは、水戸市事務分掌に関することについて、総務部行政経営課提出の資料により説明をさせていただきます。

1の改正理由でございますが、子育て支援等子どもに関する様々な課題に総合的に対応し、効果的かつ効率的に施策を推進するとともに、さらなる市民サービスの向上を図るため、またデジタル化関連施策の一層の推進を図るため、行政組織を見直すこととし、関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容でございますが、(1)の水戸市事務分掌条例の改正では、市長公室の事務分掌について、「情報化」を「デジタル化」に改め、またこども部を設置し、こども部の事務分掌を、1、子育て支援に関すること、2、児童福祉並びに母子及び父子並びに寡婦福祉に関すること、3、母子保健に関することとし、福祉部、こども部、保健医療部の事務分掌を表のとおり改めるものでございます。

(2)の関係条例の改正では、アの水戸市放課後学級事業の実施に関する条例につきましては、放課後学校事業の実施主体を教育委員会から市長に改めるもので、イの水戸市子ども発達支援センター条例につきましては、施設の名称の「子ども」を平仮名表記の「こども」に改めるもので、ウの水戸市小児慢性特定疾病審査会条例につきましては、小児慢性疾病審査会の庶務の所管部署を保健医療部からこども部に改めるものでございます。

3の施行期日でございますが、令和4年4月1日でございます。

ページを返していただきまして、2ページ以降に新旧対照表を添付してございますので、後ほど御参照願います。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、(4)の水戸市職員定数に関することについて、執行部から説明を願います。

熊田行政経営課長。

○熊田行政経営課長 それでは、水戸市職員定数に関することについて、総務部行政経営課提出の資料により説明をさせていただきます。

1の改正理由でございますが、行政需要の動向等を勘案し、その適正な管理に努めることとして見直しを行ってございます。令和4年度におきましては、4事務部局における定数の変更を行うため、関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正内容でございますが、まず表の見方でございますが、左端の列に区分として条例で規定されたそれぞれの区分を記載してございます。その右の列は、職員定数として、現行と改正後の数字を並べて記載してございます。右端の列は、増減の人数を記載してございます。

今回改正となる箇所でございますが、区分2行目の市長の事務部局の職員におきまして、1,171人から1,325人となり154人の増、区分3行目の選挙管理委員会の事務局の職員におきまして、4人から5人となり1人の増、区分5行目の教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員におきまして、335人から185人となり150人の減、区分7行目の消防職員におきまして、341人から342人となり1人の増となっております。

3の施行期日でございますが、令和4年4月1日でございます。

ページを返していただきまして、2ページに新旧対照表を添付してございます。

また、3ページから6ページまでの職員定数増減一覧につきましては、定数の変更がありました部署について、増減理由とともにまとめておりまして、7ページには平成30年度から令和4年度までの定数増減の推移をまとめてございますので、後ほど御参照願います。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、(5)の包括外部監査契約の締結に関することについて、執行部から説明を願います。

熊田行政経営課長。

○熊田行政経営課長 それでは、包括外部監査契約の締結に関することについて、総務部行政経営課提出の資料により説明をさせていただきます。

1の契約の目的でございますが、包括外部監査及び当該監査の結果に関する報告でございます。

2の契約金額でございますが、1,200万円を上限とする額でございます。

3の契約の相手方でございますが、茨城県ひたちなか市西大島2丁目11番6号、前嶋仁一で、資格は公認会計士でございます。日本公認会計士協会水戸協会、茨城県会からの御推薦をいただいた方で、令和2年度及び令和3年度の本市の包括外部監査人をお願いしてございます。経歴は資料にお示ししたとおりでございます。

4の契約の期間でございますが、令和4年4月1日から令和5年3月31日まででございます。

ページを返していただきまして、2ページ以降に参照条文を添付してございますので、後ほど御参照をお願いいたします。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、(6)の水戸市職員の給与に関することについて、執行部から説明を願います。

安里人事課長。

○安里人事課長 水戸市職員の給与に関することについて、総務部人事課提出の委員会資料により御説明させていただきます。

1の改正理由につきましては、国等に準じて給与改定を実施するため、水戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正するものです。

2の改正内容ですが、初めに、(1)の水戸市職員の給与に関する条例の一部改正は、第1条で規定しており、令和4年度以降の期末手当の改正となります。

まず、ア、再任用職員以外の一般職員の期末手当について、表に記載のとおり、令和3年6月及び12月それぞれ1.275月であったものを、令和4年度以降は、表の網かけのとおり、それぞれ1.2月とし、年間支給割合を2.55月から2.4月とし、0.15月分引き下げるものとなります。

イ、再任用職員の期末手当について、表に記載のとおり、令和3年6月及び12月それぞれ0.725月であったものを、令和4年度以降は、表の網かけのとおり、それぞれ0.675月とし、年間支給割合を1.45月から1.35月とし、0.1月分引き下げるものです。

ウ、特定任期付職員の期末手当については、同じく表のとおり、令和3年6月及び12月それぞれ1.675月であったものを、令和4年度以降は、表の網かけのとおり、それぞれ1.625月とし、年間支給割合を3.35月から3.25月とし、0.1月引き下げるものです。

ページを返していただきまして、2ページを御覧願います。

(2)市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正につきましては、第2条に規定しており、市議会議員の期末手当の改正となります。

表に記載のとおり、市議会議員の期末手当について、令和3年6月及び12月それぞれ1.675月であったものを、令和4年度以降は、表の網かけのとおり、それぞれ1.625月とし、年間支給割合を3.35月から3.25月とし、0.1月引き下げとなります。

次に、(3)常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましては、第3条に規定しており、常勤の特別職の職員の期末手当の改正となります。

表のとおり、常勤の特別職の職員の期末手当について、令和3年6月及び12月それぞれ1.675月であったものを、令和4年度以降は1.625月とし、年間支給割合を3.35月から3.25月とし、0.1月引き下げるものです。

次に、付則第2項から第8項に規定している(4)の令和3年度の引下げに相当する額の減額についてですが、国においては、コロナ禍における政府の経済対策等の取組を踏まえ、人事院勧告により示された官民較差を解消するための令和3年度給与改定を見送り、令和3年度の較差相当分を令和4年6月の期末手当から減額することとしております。市においても、国に準じ、令和3年度の期末手当引下げに相当する額を令和4年6月の期末手当から減額するものです。

3の施行期日につきましては、令和4年4月1日から施行とするものです。

3ページから8ページまでに新旧対照表を添付しておりますので、御参照願います。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、(7)の水戸市職員の特殊勤務手当に関することについて、執行部から説明を願います。

安里人事課長。

○安里人事課長 水戸市職員の特殊勤務手当に関することについて、総務部人事課提出の資料により御説明

いたします。

1の改正理由につきましては、獣医師の職務の特殊性に鑑み、茨城県と同様の特殊勤務手当を新設するため、関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正内容につきましては、獣医療、試験検査、公衆衛生または動物の愛護及び管理に関する業務に従事する獣医師に獣医師手当を支給するものです。

手当額については、茨城県と同額としており、他自治体などでも同様に若年層に手当を厚くし、段階的に減額している内容となっております。管理職手当が支給される者を除き、職務の級に応じて、参考として記載している額を支給するものです。

3の施行期日につきましては、令和4年4月1日となっております。

3ページは新旧対照表となっております。

説明は以上でございます。

**○高倉委員長** 次に、(8)の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関することについて、執行部から説明をお願いします。

安里人事課長。

**○安里人事課長** 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関することについて、総務部人事課提出の資料により御説明いたします。

1の改正理由は3点ございます。

まず1点目が、消防団の処遇改善を図り、消防団員数を確保するため、報酬額の見直しを行うものです。

2点目が、(2)産業医業務の外部委託等に伴い、関係規定を整備するものです。

3点目が、(3)こども部設置に伴い、関係規定を整備するものとなっております。

2の改正内容についてですが、(1)消防団員の報酬の見直しとして、ア、年額報酬につきまして、表のとおり、副団長を年額5万円から5万2,000円とし、2,000円の増額、班長を年額3万6,000円から3万7,000円とし、1,000円の増額、団員については、運転手を兼ねる者を年額4万5,000円から5万1,500円とし、6,500円の増額、運転手を兼ねない者を年額3万円から3万6,500円とし、6,500円の増額にするものです。

次に、イ、出動時の報酬等についても、表のとおり、現行では第7条第4項において費用弁償として出動1回当たり3,000円としているものを、出動報酬に改め、日額8,000円とし、5,000円増額するものです。

また、災害時以外の訓練等の出動については、現在、出動1回当たり2,000円の報償費を支給していたものを、4時間未満の訓練等の出動については、現行と同じ日額2,000円の報酬に、4時間以上の訓練等の出動については日額3,500円とし、1,500円増額となるものです。

(2)の市嘱託医の報酬等に関する規定は、外部委託化により規定を削除し、(3)こども部設置に伴い、非常勤職員の職名の並びを組織順に整理するものです。

3の施行期日につきましては、令和4年4月1日施行としております。

3ページから6ページが新旧対照表となっておりますので、御参照願います。



説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、(9)の水戸市職員の分限に関することについて、執行部から説明を願います。

安里人事課長。

○安里人事課長 水戸市職員の分限に関することについて、総務部人事課提出の資料により御説明いたします。

1の改正理由につきましては、地方公務員法に基づき人事評価結果を分限処分へ活用するとともに、失職の例外に関する規定を県等との均衡を考慮して整理するため、関係規定の整備を行うものです。

2の主な改正内容につきましては、分限処分の内容に降級を追加するとともに、人事評価または勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績不良と認められる場合などに当該処分を実施できるようにするため、処分する場合の事由及び手続等に係る規定を追加するものです。

また、(2)として、職員が地方公務員法第16条第1号の欠格事項に該当した場合の失職の例外規定について、茨城県や他団体との均衡を考慮して、要件の整理を行うものです。

3の施行期日につきましては、令和4年4月1日から施行するものとなっております。

3ページから5ページに新旧対照表、7ページは参照条文となっておりますので、御参照願います。

説明は以上となります。

○高倉委員長 次に、(10)の水戸市職員の育児休業等に関することについて、執行部から説明を願います。

安里人事課長。

○安里人事課長 水戸市職員の育児休業等に関することについて、総務部人事課提出の資料により御説明いたします。

1の改正理由につきましては、職員の妊娠・出産・育児と仕事の両立支援のため、国に準じ、育児休業等に関する関係規定の整備を行うものです。

2の主な改正内容につきましては、(1)としまして、非常勤職員の育児休業及び育児部分休業の取得要件についてでございます。現行では、非常勤職員が育児休業及び育児部分休業を取得するためには、職員として引き続き1年以上在職していることが要件となっておりますが、これを廃止し、在職を取得要件から除外するものとなります。

次に、(2)としまして、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備を行うものです。環境整備としまして、ア、妊娠、出産等を申し出た職員に対する個別の通知、意向の確認等を行うとともに、イ、研修の実施、相談体制の整備などを任命権者が行うよう、規定を整備するものです。

3の施行期日につきましては、令和4年4月1日から施行するものとしております。

3ページ以降は新旧対照表となっておりますので、後ほど御参照願います。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、(11)の財産の取得に関することについて、執行部から説明を願います。

須藤新市民会館整備課長。

○須藤新市民会館整備課長 財産の取得に関することについて、提出いたしました資料にて御説明いたします。

本件につきましては、水戸市民会館舞台照明機器として、次により取得するものでございます。

1の水戸市民会館舞台照明機器（その1）につきましては、(1)動産の表示は舞台照明機器一式でございます。

内訳につきましては、アのLEDムービングライトが11台、これは遠隔で明かりを動かしたり色を変えたりすることができる照明でございます。

イのLEDムービングライト用フライトケースが2台、これはその照明を収納、運搬するための対衝撃強度のあるケースでございます。

ウのLEDエリプソイダルスポットライトは70台、これは輪郭がくっきりとした明かりを出すことができるスポットライトでございます。

エのLEDウォッシュライトが6台、これは広い範囲を照らす明かりを出すことができる照明でございます。

(2)の取得価格は4,114万円。

(3)の契約の相手方は、水戸市元石川町2638番地11、株式会社ジャスト、代表取締役、栗崎光喜でございます。

続きまして、2の水戸市民会館舞台照明機器（その2）につきましては、(1)動産の表示は舞台照明機器一式でございます。

内訳につきましては、アのエリプソイダルスポットライトが18台、これは輪郭がくっきりとした明かりを出すことができるスポットライトでございます。

イのエリプソイダルスポットライト電球が2個で、これはその予備の電球でございます。

ウのLED horizont ライトが28台、これは舞台の最後部にあるhorizont 幕を照らすライトでございます。

エのLEDパーライトが32台、これはレンズと電球が一体型で、強い光を出すことができる照明でございます。

オのLEDフレネルレンズスポットライトが18台、これは柔らかい明かりを出すことができるスポットライトでございます。

カのハンガーが316個、これは照明機器をバトンなどに固定する器具でございます。

キのコード類が983本、これは照明機器をつなぐコードでございます。

クのケーブル結束バンドが1,340本、これはコード類を結束するバンドでございます。

(2)の取得価格は3,444万1,000円。

(3)の契約の相手方は、水戸市笠原町1430番地の1、トキワ通信工業株式会社、代表取締役、枝川浩でございます。

3の添付資料といたしまして、水戸市民会館舞台照明機器（その1）の仕様書を2ページ、水戸市民舞台照明機器（その2）の仕様書を3ページから6ページに掲載いたしました。

また、舞台照明機器（その1）の入札調書を7ページに、舞台照明機器（その2）の入札調書を8ページに掲載いたしましたので、御参照ください。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○高倉委員長 次に、(12)の水戸市内原ヘルスパークに関することについて、執行部から説明を願います。  
青山技監兼体育施設整備課長。

○青山市民協働部技監兼体育施設整備課長 水戸市内原ヘルスパークに関することについて、提出資料により御説明させていただきます。

1の改正理由につきましては、水戸市内原ヘルスパーク健康増進センターのアリーナ及びサブアリーナに新たに設置する空調設備の利用に当たり実費相当額を徴収するため、関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正内容につきましては、内原ヘルスパーク健康増進センターのアリーナまたはサブアリーナにおいて空調設備を利用する場合は、アリーナ等の利用料金の上限額に実費相当額を加算するものでございます。

3の施行期日につきましては、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日でございます。

ページを返していただきまして、資料の2ページに新旧対照表を、3ページに参照条文の抜粋、後ほど規則で定めることになっている実費相当額、健康増進センターの施設概要を掲載してございますので、御参照願います。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○高倉委員長 次に、(13)の水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関することについて、執行部から説明を願います。

黒澤衛生事業課長。

○黒澤衛生事業課長 それでは、水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関することについて、生活環境部衛生事業課提出の資料により説明をいたします。

まず、1の改正理由についてでございます。イベントや住宅の新築工事等の際に設置される仮設トイレについては、一般の世帯等におけるくみ取便所とは異なりまして、臨時にくみ取りをするものとなっております。そのため、計画的・効率的な収集運搬が困難であり、収集運搬業者の経費負担が大きいものとなっておりますことを踏まえて、仮設トイレのし尿処理に係る手数料について、関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正理由につきましては、仮設トイレのし尿処理に係る手数料について、これまでの従量料金に定額料金を加えた額とするものです。具体的には、手数料の額について、1リットル当たり10円の従量料金に定額料金として3,000円を加えた額とするものです。

3の施行期日につきましては、令和4年10月1日とするものです。

資料の2ページに新旧対照表、3ページに参照条文を添付しておりますので、後ほど御参照願います。

説明は以上となります。

○高倉委員長 以上で、第1回定例会提出予定案件についての説明は終了しました。

この際、委員より資料請求がございましたら、発言を願います。

はい。福島委員。

○福島委員 全部一括でやっちゃうのか、一つ一つやるのか。

○高倉委員長 じゃ、一つ一つお聞きしますね。

じゃ、まず(1)、(2)の公の施設の広域利用に関することについての資料請求がございましたら、発言を願います。

福島委員。

○福島委員 この料金の全部の参考事例ね、その資料を出してください。

○高倉委員長 広域利用の料金についてですね。

○福島委員 そうそう。

○高倉委員長 はい。

じゃ、(1)、(2)については、今の福島委員の資料について……

○福島委員 まだ公の施設の利用でもう一つあるんだけど……

○高倉委員長 じゃ、どうぞ、福島委員。

○福島委員 公の施設の利用に関することについて、基本的にこの施設のパンフレットがそれぞれあると思うんです。それを出してください。

○高倉委員長 はい。

○福島委員 その料金、ここに書いてあるんだけど、これから3月の定例会で使用料金を議決するんでしょう。それはしないの。

○高倉委員長 今回は、この広域の利用については、追加の分の……

○福島委員 この委員会には料金は諮らないの。

○高倉委員長 この料金については、既に説明されていますよね。されてないですか。

ちょっと執行部のほうで、この料金についての、水戸市議会でのこれまでの説明というのは。

じゃ、宮川政策企画課長。

○宮川政策企画課長 ただいまの御質問にお答えします。

今回の協定につきまして、水戸市、笠間市、城里町、茨城町の施設について追加するものでございますが、広域的に同一料金にしていくという部分につきまして、水戸市下入野健康増進センターにつきまして、水戸市の条例のほうを一部改正してまいります。

また、笠間市のスケートパークにつきましては、笠間市のほうでの条例の改正、城里町のほうについては、それぞれの町での改正を予定してございます。

〔「ちょっと委員長、言っている意味が分からないのかな」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 ここは笠間市やあれじゃなくて、水戸市議会なんだよね。例えば、下入野健康増進センターの屋内プール、トレーニング室、多目的室、会議室、温浴施設、グラウンドゴルフ場って書いてあるでしょう。これの料金は議決しないの。

〔「議会で議決したよね」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 宮川政策企画課長。

○宮川政策企画課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例に関することについての資料をお願いいたします。

この3ページに参照条文を添付させていただいております。

この特例条例におきまして、下入野健康増進センターの利用料金につきまして、当該協定市町村に住所を有する者を、本市に住所を有する者または本市……

〔「そんなこと聞いてねえよ。料金をどうするのって聞いた」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 課長、すみません、これ、今、福島委員が聞いているのは、この下入野健康増進センターの料金について、これまで議会で説明があったんですか。また、それは議決されていますかということをもう一回確認しているんです。

宮川政策企画課長。

○宮川政策企画課長 大変失礼いたしました。

下入野健康増進センターの条例については、既に議決されておりまして、料金についても決定してございます。

○福島委員 料金は取るの。

○高倉委員長 はい、もう既に説明を受けて、議決をしております。

じゃ、(1)、(2)については、先ほどの資料でよろしいですか。

○福島委員 いやいや、ちょっと待って。

○高倉委員長 はい。福島委員。

○福島委員 これ、全部、プールは幾ら、トレーニング室は幾ら、多目的室の使用料は幾らって決まっているわけ。

○高倉委員長 はい。これは何月の議会ですか。

〔「昨年3月議会」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 昨年3月議会ですね。これは説明を受けて、私どもの委員会でも議決をしております。

○福島委員 これは、水戸市民が幾ら、ほかの市町村の方が使用するの幾らというのは決まっているんですね。

○高倉委員長 昨年3月の議会では、まだこれは水戸市の料金として説明を受けて、議決をしましたがけれども、今回それを広域の利用とすることで、同じ料金で広域で利用できるように今回条例の改正があるということ。

福島委員。

○福島委員 そうすると、来年度予算に幾ら歳入があって、幾らあれがするというのは、みんな今度は予算書に入っているわけですね。

○高倉委員長 予算に入っていますよね。

○福島委員 見込みでね。

そうすると、例えば、ほかの市町村では、市民が幾らで、ほかの市町村の方は高いと。それから、年間の利用券を買えば、通常500円の料金が、市民は300円ですよと。1万5,000円払えば、いつも300円ですよと、ほかの市町村でも。そういう料金も全部決めたんだっけか。

○高倉委員長 それは、今回の新しい施設については、まだ水戸市の中の料金しか決めてないので、今回それを広域でお互いに使える料金にしていくということですから、そのための……

○福島委員 ああ、そう。

そうすると、これはプールの料金が年間幾ら入って、幾らにする予定だというのは、そういう収入の見込みは全部決まっているんだ。それがなきや予算を組めないもんね。

○高倉委員長 そうですね。当然……

○福島委員 それを議会で決めたんだ。

○高倉委員長 議会では、まだその予算はやっていません。

○福島委員 いや、料金を決めるということは、年間の見込みが幾らというのを議会でやっているわけだろう。俺、その記憶がないけど。

〔「4月オープンだから、歳入は来年です」と呼ぶ者あり〕

○福島委員 だから、来年オープンだけれども、来年の歳入の見込みのやつは作っているんだろう。だって、予算書作る時期……

○高倉委員長 はい。だから、それは今回の議会の中で予算の審議をしていただくという形になるかと思います。

○福島委員 これはもう決まっていることだけれども、入場料は幾ら取るの。

○高倉委員長 昨年3月の資料にありましたよね。

○福島委員 ああ、そう。

○高倉委員長 はい。今ちょっとお手元にない方もいるか……

〔発言する者あり〕

○高倉委員長 今日の資料に載ってますね。すみません、(2)のほうの資料の4ページに載っていますので、ちょっと説明をもう一度お願いします。

宮川政策企画課長。

○宮川政策企画課長 ただいまの御質問にお答えします。

資料の3ページ、4ページに水戸市下入野健康増進センター条例からの抜粋を記載させていただいております。

この3ページの下段……

〔発言する者あり〕

○宮川政策企画課長 はい。3ページから4ページにかけて、水戸市下入野健康増進センター条例の抜粋を記載させていただいております。

ここに別表(第11条関係)として、下段から次の4ページにかけまして料金の表がございます。こちら、利用料金の上限額としておりまして、この上限額をベースに指定管理者が決定することとされております。

そして、3ページの第11条のところをお願いいたします。

本市に住所を有しない者に係る利用料金の額は、当該指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額に100分の150を乗じて得た額とするとなっておりでございます。これは、水戸市以外の市町村においては、この100分の150を乗じて得た額を支払うのが基本となっております。今回の特例条例におきまして、周辺の8市町村におきましても、本市に住所を有する者として扱うことについて、お諮りするものでございます。

○高倉委員長 はい。福島委員。

○福島委員 これには割引料金とかそういうものは何もないんだ。

○高倉委員長 同一の料金にしていくわけですから、ちょっとその辺はまた質疑の中で……

○福島委員 いやいや、これはもう決まっているやつだもん、こういうふうに質疑になるんだよ。いや、これの中で聞いている。だって、ここはね、これ、決まったやつだから、そのとき言えばよかったんだけど、決まっちゃったんだから言えないけれども、ほかの、例えば常陸大宮市とか笠間市とか、そっちやっていたから分かるんだけど、通常は500円で、市民は300円と。けれども、回数券を買えば、12枚券で5,000円だと。1回当たり400幾らになるとか。そういうあれは一切ないんだ、水戸市の場合には。

それで、また常陸大宮市とか、1万5,000円の券を買えば、いつも300円ですよということになっているんだけど、そういう市民の特例とか、そういう考え方にはこの料金は一切入っていないんだ。

○高倉委員長 そうなのがあるのかどうかですね。

○福島委員 うん。だから、ただこの料金だけでやるの。

○高倉委員長 じゃ、この件、ちょっと説明願います。

青山技監兼体育施設整備課長。

○青山市民協働部技監兼体育施設整備課長 下入野健康増進センターの施設利用につきましては、昨年の定例会におきまして、先ほどの資料のとおり条例上の利用料金は決めさせていただいておりますけれども、設置者が利便性を図るということで、複数の施設を利用した場合の特典であるとか、そういった面での利点につきましては、先ほどの利用料金（第11条）に記載のとおり、利用料金の額は、条例で定める額を超えない範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるということができるとなっており……

〔「何分の150と言ったの」と呼ぶ者あり〕

○青山市民協働部技監兼体育施設整備課長 一般的な条例上の100分の150につきましては、広域利用に関する協定を組んでいない市町村の住民が利用した場合には、その掛け率を掛けますけれども、先ほど委員のおっしゃったような施設に関して、利便性を図るようなことにつきましては、指定管理者と水戸市の協議に基づき承認することとなっております。今回の下入野健康増進センターにつきましても、施設を利用者が利用しやすいような料金の設定ということは今、スポーツ振興協会のほうと協議を進めておりますので、そういったセット料金等の料金については、今後、議員の皆様にはスポーツ振興協会の理事会のほうで御説明することになるかと考えております。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 それはどこに書いてある。

○高倉委員長 青山体育施設整備課長。

○青山市民協働部技監兼体育施設整備課長 スポーツ振興協会からの市への承認申請については協議中でございますが、早急に承認を進める形で、今、事務を進めております。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 使用料やなんかはみんな、歳入歳出も議会の議決事項になっているんだよね。だから、こうやって一々議会に諮るわけだ。だけど、そういうものは、条例上、議会には諮らなくても勝手に利用者ができるよというふうになっているの。俺、そういうの初めてなんだけれども。それは一体何条を読めば分かるの。

○高倉委員長 指定管理者ですよ。指定管理者のこの利用料金の決定について、もう一回説明してください。

青山体育施設整備課長。

○青山市民協働部技監兼体育施設整備課長 先ほどの公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例に関することについての資料の3ページですね。こちらの2の水戸市下入野健康増進センター条例における第11条に利用料金の規定がございますが、こちらの中で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とすることができることとなっております。ですので、指定管理者のほうで、この条例で定められた利用料金の中で、それを下回る額であれば承認を得て設定することができます。利用者に対する利便性を図る上での利用料金については、市のほうで指定管理者からの協議に基づいて承認をする形で、今、内容の確認を行っている最中でございます。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 安くはできるが、高くはできないよという意味なの。

○青山市民協働部技監兼体育施設整備課長 はい、そうです。

○福島委員 指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めた額ということね……

○高倉委員長 別表に定める……

○福島委員 別表に定める額を超えない範囲内。

○高倉委員長 超えない範囲。

○福島委員 安いのは幾らでもいいということですか。

〔「承認しないと駄目です」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 超えてはいけないけれども、安くする分には、承認を得ればできるという解釈になるんですね。

○福島委員 議会の議決は必要ないということ。

○高倉委員長 あくまでその範囲の中でやるということですよ。

では、ただいま(1)と(2)の資料については、福島委員のほうからそれぞれの施設の広域利用の料金表、そして施設のパンフレット等の資料の請求がございました。

ただいまの資料請求について、委員会として執行部に対して提出を求めたいと思いますけれども、いかが



でしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 それでは、資料の提出をお願いをしたいと思います。

続いて、(3)の水戸市事務分掌に関することについて、資料請求がありましたら発言をお願いします。  
ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ありませんね。

じゃ、続いて、(4)の水戸市職員定数に関することについて。

福島委員。

○福島委員 職員定数について、教育委員会が150人減って、市長の事務部局が154人増えたと。異動したということですね。だから、これは、明細はどれを見れば分かるんですか。

○高倉委員長 熊田行政経営課長。

○熊田行政経営課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

水戸市職員定数に関することについての資料の3ページ、職員定数の上限一覧のほうで、今回、各部各課ごとの増減の一覧を示してございますので、この中で、市長部局であれば、5ページですね。資料の5ページのほうの市長部局計というところで1,171人から1,325人となって、154人の増となっておりますが、その内訳が、この3ページから5ページまでの明細でお分かりいただけるかと思えます。

○高倉委員長 よろしいですか。

○福島委員 はい。

○高倉委員長 じゃ、田中委員。

○田中委員 私は、可能ならばということですが、定数そのものには影響してないと思うんですが、コロナ対策でこの間、2年間ぐらいですか、各部から応援で来たんだろうと思うんですね。なので、もし可能ならどの部署から何人がどの期間に応援で来たのかということが分かる資料を希望したいということでもあります。

○高倉委員長 ほかにありませんか。

ただいま田中委員から、職員の定数に対して、コロナ対応の職員の増減が分かる資料の請求がございましたけれども、これについて、委員会として執行部に対し、提出を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 よろしいですか。

それでは、資料の提出をお願いいたします。

続いて、(5)の包括外部監査契約の締結に関することについて、資料請求がございましたら、発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ありませんね。

続いて、(6)の水戸市職員の給与に関することについて、資料請求がございましたら、発言をお願いします。

田中委員。

○田中委員 この給与の期末手当がそれぞれ減るわけですが、その影響額がどれほどかということで、ア、イ、ウ、(2)、(3)、それぞれこの資料に付け加えていただければありがたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○高倉委員長 ただいま田中委員……

安里人事課長。

○安里人事課長 ただいまの資料請求についてなんですが、ア、イ、ウ、個別の影響額のほうはちょっと取っておりませんで、全体の影響額というような形でもよろしければ……

○田中委員 お願いします。

○高倉委員長 それでは、福島委員。

○福島委員 これで消防の分団ね……

○高倉委員長 ちょっとお待ちください。今、一つ一つやっていますので、今のは水戸市……

○福島委員 特別職の……

○高倉委員長 その前の水戸市給与に関することですね。

じゃ、よろしいですか。

それでは、ただいま田中委員のほうから発言がございました影響額についての資料請求をするということでもよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○高倉委員長 よろしいですね。

それでは、お願いいたします。

続いて、水戸市職員の特殊勤務手当に関することについての資料請求がございましたら、発言願います。

どうぞ、福島委員。

○福島委員 これ、今、分団が幾つあって、それぞれ何人いて……

○高倉委員長 ごめんなさい。すみません。失礼しました。その前のを抜かしてしまいました。失礼しました。

7番の水戸市職員の特殊勤務手当に関することについて、資料請求はございますか。

ありませんね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○高倉委員長 続いて、(8)の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関することについての資料請求がございましたら、発言を願います。

福島委員。

○福島委員 この分団が何個あって、そこに何人いて、それと今までは全体で年間幾らかけて、今度はこれになると幾らになるよという資料。

○高倉委員長 それでは、ただいま福島委員のほうから、分団の数及び人数、また報酬額の変更額についての資料請求がございましたけれども、この委員会として執行部に対して提出を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 それでは、資料の提出をお願いいたします。

続いて、(9)の水戸市職員の分限に関することについての資料請求がございましたら、発言をお願いします。

福島委員。

○福島委員 これの基本は第6条だと思っただけけれども、こういう例、今まで水戸市に例が何件ぐらいあったか。なければ、相手にならないんだから、それがあつたら、その事例を。

○高倉委員長 事例の資料というのは、可能ですか。

○福島委員 事例があつたから今回改正するの。ないのに改正するの。

○高倉委員長 今回の改正は、そういう事例に基づいたものなんですか。

安里人事課長。

○安里人事課長 この事例に基づくわけではないんですが、他団体等の均衡を考慮して、今回要件の見直しをということで提案しているところでございます。

○高倉委員長 あくまでこれは他団体とのあれで……

○福島委員 じゃ、いいよ。水戸市にはないんだろう、今まで。なくて、ほかのあれでやるということだろう。

○高倉委員長 安里人事課長。

○安里人事課長 この6条の規定を適用して、過去、平成29年に失職の例……

〔発言する者あり〕

○安里人事課長 今回、他団体との均衡を考慮して、その規定の要件を見直すということで、前回の事例を踏まえて直すとかということではなくて、あくまで他団体との均衡を踏まえて改正するものとなっております。

○高倉委員長 そういうことです。よろしいでしょうかね。また質疑の中でお願いできればと思います。

続いて、(10)の水戸市職員の育児休業等に関することについての資料請求がございましたら、発言をお願いします。

ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 続いて、(11)の財産の取得に関することについてですが、この議案については、この後の特別委員会の席もありますので、その中で資料請求がありましたら、お願いいたします。

続いて、(12)の水戸市内原ヘルスパークに関することについての資料請求がございましたら、発言をお願いします。

福島委員。

○福島委員 この内原ヘルスパークのパンフレットがあつたら出してください。

○高倉委員長 それは、ありますか。

青山体育施設整備課長。

○青山市民協働部技監兼体育施設整備課長 内原ヘルスパークのパンフレットにつきましては、現在、ホー

ムページ等での掲載をしております、スポーツ振興協会のほうでもホームページ上での掲載となっております、特にパンフレットのほうは、ヘルスパーク独自のパンフレットというのは、今、作成をしております。

〔「いいよ、コピーでいい」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 それでは、そのホームページの写しで結構ですので、資料として。

それでは、委員会として、資料請求ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 それでは、資料の提出をお願いいたします。

最後に、(13)の水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関することについての資料請求がございましたら、発言を願います。

福島委員。

○福島委員 これ、リットル、メートルよりも、仮設で1台3,000円で取ったら、もうそれで十分なんではないか。例えば、仮設だから、幾ら入ったか、大して入ってねえこともあるだろう。ただ、必要だから設置するなら、1台これ、3,000円なら3,000円でみんな取って、あと中身はいいですよということになると違うの。その辺が分からない。

○高倉委員長 その辺の……

○福島委員 だって、使ったか使わないか、使ったって使わなくたって、全部ね、あれなんだもん。設置したら幾らですよと言えば、3,000円なら3,000円だけもらえば、だって中に入る量は、重量は決まっているんだ。使っても使わなくても一々量って、10リットルですよ、何リットルですよって請求するの。

○高倉委員長 その辺……

○福島委員 それは必要ないと思うんだけども。

○高倉委員長 その辺の是非については、ぜひ質疑の中でお聞きいただければ。

○福島委員 いやいや、聞きたいのは、こういうデータがあれば、あれだけでも……

○高倉委員長 議案として出ていますので、当然理由がございますでしょうから。

じゃ、よろしいですかね。

それでは、ただいま、それぞれ委員のほうから求められました資料については、提出のほうをお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の総務環境委員会を散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午前10時59分 散会